

## 1. 素材

JIS A 9521 建築用断熱材

フェノールフォーム断熱材 1種2号EⅡ F☆☆☆☆ / 認証番号 TC 03 08 243 (JIS A 9521)

JIS A 9511 発泡プラスチック保温材

フェノールフォーム保温板 1種2号E F☆☆☆☆ / 認証番号 TC 03 08 243 (JIS A 9511)

## 2. 基本物性

基本物性一覧

| 項目                 | 単位                          | 物性値 <sup>※1, 2</sup> | JIS 規格値 <sup>※1</sup> | 試験法・条件                   |
|--------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------|--------------------------|
| 密度                 | kg / m <sup>3</sup>         | 29 以上                | 25 以上                 | JIS A 9521<br>JIS A 9511 |
| 圧縮強さ               | N / cm <sup>2</sup>         | 15 以上                | 10 以上                 |                          |
| 熱伝導率               | W / (m・K)                   | 0.018 以下             | 0.018 以下              |                          |
| 透湿係数 <sup>※2</sup> | ng / (m <sup>2</sup> ・s・Pa) | 30 以下                | 60 以下                 |                          |
| 吸水量 <sup>※2</sup>  | g / 100 cm <sup>2</sup>     | 1.5 以下               | 5.0 以下                |                          |
| 曲げ強さ <sup>※2</sup> | N / cm <sup>2</sup>         | 30 以上                | 15 以上                 |                          |

※1 上表における「JIS 規格値」は、JIS A 9521 または JIS A 9511 での規格値です。また、上表における物性値は、測定データを基にした一般的な値です。ただし熱伝導率は製品規格値です

※2 上表における物性値は JIS 形式検査に用いる、厚さ 25 mm の製品の一般的な値です。

※ 発泡剤には、主にオゾン破壊係数がゼロで、地球温暖化係数も極めて小さい「HFO ガス」を用いています。JIS A 9521、JIS A 9511 にて、HFO ガスはフロン類に該当しないと規定されています。

※ ネオマゼウスは、ホルムアルデヒド放散区分=F☆☆☆☆等級に該当します。なお製品ラベルには、「JIS A 9521 フェノールフォーム断熱材 1種2号EⅡ F☆☆☆☆」「JIS A 9511 フェノールフォーム保温板 1種2号E F☆☆☆☆」の表示がされていますが、これは JIS で定める表示内容に基づいたものであり、種類とホルムアルデヒド放散による区分を示しています。

## 【取扱上の注意】

- ・ 常時高温 (100 °C 以上) で使用した場合、熱伝導率等の物性の低下をきたします。
- ・ 保管には、直射日光に当たる場所、水分に接する場所は避けて下さい。
- ・ ネオマゼウスの基材は、炎をあてると炭化する性質があります。輸送、保管、施工にあたっては、火気に十分ご注意ください。特に、ネオマゼウスの切断等で生じた粉塵には火が移り易くなりますので、ご注意ください。(基材の酸素指数:28 以上)
- ・ 切断時には粉塵が発生しますので、切断器具には粉塵吸引装置を設け、作業者は正規の作業服を着用の上、防塵マスク、防護眼鏡などの使用をお願いします。また、狭い場所で多量の切断作業を行う場合は、十分な外気の導入を行うと共に、粉塵量の管理を十分に行ってください。
- ・ 廃棄する際は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を受けた産廃処理業者に処理委託して下さい。処理にあたり、ネオマゼウスを圧縮・粉砕処理することは避けて下さい。
- ・ その他取扱注意事項については、ネオマゼウスのカタログをご覧ください。